

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和5年12月26日(火曜日) 号外第69号

目次	ページ		
○条例		医療法施行条例の一部を改正する条例(健康医療・医療課)	8
神奈川県子ども・若者施策審議会条例(福祉子どもらい・次世代育成課)	4	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	8
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	4	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	9
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	10
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	5	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	12
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	13
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	6	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	14
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	6	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	15
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	7	○規則	
		神奈川県財務規則の一部を改正する規則(総務・財政課)	15

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

- 神奈川県子ども・若者施策審議会の設置に伴い、委員の委嘱等同審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他同審議会に関し必要な事項を定めることとした。(第2条～第9条関係)
- この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)として1法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)
- 指定特定非営利活動法人のうち4法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出に係る手続の見直しに伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 医療法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、(3)については、同年1月1日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

4 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項についての調査審議等を行うため、神奈川県子ども・若者施策審議会を設置するとともに、神奈川県青少年問題協議会及び神奈川県子ども・子育て会議を廃止することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、規定の整備を行うこととした。
- (4) 神奈川県子ども・子育て会議条例及び神奈川県青少年問題協議会条例は、廃止することとした。

5 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

- (1) 国際文化観光局とスポーツ局を統合し、文化スポーツ観光局とすることとした。(第4号関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

6 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

7 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

8 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

- (1) 漁港施設等の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

9 医療法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 医療法施行規則の一部改正に伴い、病院に置くべき従業者及びその員数について、栄養士又は管理栄養士は、病床数が100床以上の病院にあつては、1とすることとした。(第3条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

10 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

11 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

- (1) 都市公園の占用許可による使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

12 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 道路の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 道路法第32条第1項第3号に掲げる施設のうち自動運行補助施設及び道路法施行令第7条第14号に掲げる施設に係る占用料の徴収について定めることとした。(別表関係)
- (3) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

13 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 土地の専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

14 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

15 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

16 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 津久井警察署の庁舎新築移転のため、位置を変更することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において神奈川県公安委員会規則で定める日から施行することとした。

条 例

神奈川県子ども・若者施策審議会条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第82号

神奈川県子ども・若者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県子ども・若者施策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者及

び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちからこれを会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門の事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第83号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表NPO法人ミニシティ・プラスの項、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人DV対策センター	横浜市青葉区鴨志田町807番地5	令和5年1月1日から令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼ	足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地5	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく	横浜市港北区日吉二丁目12番7号	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
NPO法人ミニシティ・プラス	横浜市都筑区中川1-17-22ガーデンプラザ宮台402号室	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目15番12号長谷川ビル102号	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

附 則

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人DV対策センターの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の前日に同表NPO法人ミニシティ・プラスの項、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第84号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の3の項の次に次のように加える。

4の4 土地改良法（以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 (1) 法第76条の5第1項の規定により、施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）の組織変更を認可すること。 (2) 法第76条の5第3項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、認可した旨を公告すること。 (3) 法第76条の13第1項の規定により、施設管理土地改良区の組織変更を認可すること。 (4) 法第76条の13第3項の規定により、認可した旨を通知すること。 (5) 法第76条の16において読み替えて準用する法第76条の5第3項の規定により、認可した旨を公告すること。 (6) 省令第50条の2第4号の規定により、基幹的な土地改良施設を指定すること。	横浜市
---	-----

別表16の5の項の次に次のように加える。

16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画（同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）を認可すること。 (2) 法第18条第7項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、農業委員会に通知するとともに、公告すること。 (3) 法第20条の規定により、農地中間管理権に係る賃貸借等の解除を承認すること。 (4) 法第21条第2項の規定により、農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除を承認すること。	山北町
--	-----

別表32の項(1)中「並びに第59条の2の5第1項」を削り、「書類」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する書類を除く。）」を加え、同項に次のように加える。

- 法第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受領し、及び知事に送付すること。

別表38の項(1)中「(平成14年法律第151号)」を削り、同表42の項中(47)を(48)とし、(38)から(46)までを1ずつ繰り下げ、(37)の次に次のように加える。

- 法第69条の2第2項の規定により、医療法人からの報告を受領すること。

別表42の項中「横須賀市」の次に「(左欄(38)に掲げる事務にあつては、横須賀市を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表42の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の5第1項又は第76条の13第1項に規定する認可の申請に係る同法第76条の5第1項及び第3項（第76条の16において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第76条の13第1項及び第3項の規定による事務については、改正後の別表4の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 施行日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項、第20条又は第21条第2項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第1項及び第7項、第20条並びに第21条第2項の規定による事務については、改正後の別表16の6の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第85号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)

の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県青少年問題協議会の項及び神奈川県子ども・子育て会議の項を削り、同表知事の項神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の項の次に次のように加える。

神奈川県子ども・若者施策審議会	<p>子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する次に掲げる事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年神奈川県条例第52号)第3条第1項に規定する設備及び運営の向上</p> <p>(4) 地方青少年問題協議会法に規定する青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項</p>	30人以内
-----------------	---	-------

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年3月1日から施行する。
(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「神奈川県子ども・子育て会議」を「神奈川県子ども・若者施策審議会」に改める。
(神奈川県子ども・子育て会議条例等の廃止)
- 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 神奈川県子ども・子育て会議条例(平成25年神奈川県条例第87号)
 - 神奈川県青少年問題協議会条例(平成25年神奈川県条例第111号)

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第86号

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

神奈川県局設置条例(昭和31年神奈川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4号中「国際文化観光局」を「文化スポーツ観光局」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ スポーツに関する事項

第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第87号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表中91の29の項を91の30の項とし、91の28の項を91の29の項とし、91の27の項の次に次のように加える。

91の28 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の認可の公告をした旨の証明書の交付	農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料	1通につき 300円
--	-------------------------------	---------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の4 環境農政局関係の表91の28の項の規定は、この条例の施行の日以後に証明書の交付の請求を受理したのから適用する。

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第88号

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例(昭和39年神奈川県条例第79号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分	単位	金額				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1本	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
その他の柱類		220円	170円	150円	140円	
共架電線	共架する電柱1本	1,720円	1,360円	1,140円	1,070円	
看板	表示面積1平方メートル	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
標識	1本	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	92円	73円	61円	57円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円

別表の備考1中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料で次に掲げるものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - この条例の施行の際現にこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る使用料を納入しているものの当該納入している期間に係る使用料
 - 使用の許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものの施行日から使用開始日(最初に使用することができる日をいう。)に相当する令和6年4月中の日の前日までの期間に係る使用料(前号に掲げる使用料を除く。)

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第89号

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例(昭和44年神奈川県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2 占用料(1)の表中

1,560円	1,880円
2,400円	2,890円
3,240円	3,890円
1,400円	1,680円
2,230円	2,690円
3,070円	3,690円
140円	170円
1,510円	4,730円
2,230円	2,690円
59円	70円
84円	100円
130円	150円
170円	200円
250円	300円
340円	400円
590円	700円
840円	1,010円
1,680円	2,010円
3,350円	4,030円
14円	17円
8円	10円

1,630円	1,940円
2,510円	2,980円
3,380円	4,030円
1,460円	1,740円
2,330円	2,780円
3,200円	3,820円
150円	170円
1,330円	4,310円
2,330円	2,780円
61円	73円
87円	100円
130円	160円
170円	210円
260円	310円
350円	420円
610円	730円
870円	1,040円
1,750円	2,080円
3,500円	4,160円
15円	17円
9円	10円

を に改める。

別表第3の2 占用料の表中

230円	250円
520円	550円
900円	970円
2,760円	3,000円

250円	270円
560円	590円
990円	1,060円
3,000円	3,120円

670円	700円	を	720円	760円	に改める。
1,560円	1,880円		1,630円	1,940円	
2,400円	2,890円		2,510円	2,980円	
3,240円	3,890円		3,380円	4,030円	
1,400円	1,680円		1,460円	1,740円	
2,230円	2,690円		2,330円	2,780円	
3,070円	3,690円		3,200円	3,820円	
140円	170円		150円	170円	
1,400円	1,490円		1,530円	1,600円	
1,510円	4,730円		1,330円	4,310円	
59円	70円		61円	73円	
84円	100円		87円	100円	
130円	150円		130円	160円	
170円	200円		170円	210円	
250円	300円		260円	310円	
340円	400円		350円	420円	
590円	700円		610円	730円	
840円	1,010円		870円	1,040円	
1,680円	2,010円		1,750円	2,080円	
3,350円	4,030円		3,500円	4,160円	
14円	17円	15円	17円		
8円	10円	9円	10円		

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の2 占用料(1)の表及び別表第3の2 占用料の表の規定は、神奈川県漁港管理条例又は漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）第1条の規定による改正前の漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定による占用の許可に係る期間のうちこの

条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第90号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第91号

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	使用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	250円	
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	550円	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
鉄塔	使用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円	
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円	160円

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
看板		表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円
農耕地、牧草地等		使用面積1平方メートル1年	14円	12円	11円	11円
土石の採取	田圃砂利の採取	採取量1立方メートル	230円			
	山砂利の採取		260円			
	その他の土石の採取		460円			

別表の備考1(1)中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考1(2)中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第92号

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例(昭和32年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2 都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占用物件	単位	使用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	3,840円	2,910円	2,350円	2,170円	
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類(特別高圧架空電線を除く。)	長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	
特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの	1,150円	870円	700円	650円	
	使用電圧が17万ボルト以上のもの	1,920円	1,450円	1,170円	1,080円	
公衆電話所	1個1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,850円	1,460円	1,220円	1,150円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	92円	73円	61円	57円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		4,100円	2,150円	660円	460円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年	2,460円	1,290円	400円	270円
標識	1本1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
その他のもの	占用面積1平方メートル1日	38円	29円	23円	21円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第93号

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

神奈川県道路占用料等徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

占用物件	単位	占用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
	第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
	第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
	第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
	第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
	第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円
	その他の柱類		220円	170円	150円	140円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円
	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,150円	1,700円	1,430円	1,340円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年	1,320円	1,040円	870円	820円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,850円	1,460円	1,220円	1,150円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円
その他のもの	占用面積1平方メートル1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	92円	73円	61円	57円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年	13円	10円	9円	8円
		その他のもの			44円	35円	29円	27円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル1年	2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
		地下に設けるもの			1,320円	1,040円	870円	820円
	その他のもの			4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊				220円	210円	190円	190円
	その他のもの				460円	330円	190円	190円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年	A×0.004				
		階数が2のもの		A×0.006				
		階数が3以上のもの		A×0.007				
	上空に設ける通路				4,100円	2,150円	660円	460円
	地下に設ける通路				2,460円	1,290円	400円	270円
	その他のもの				460円	330円	190円	190円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日	82円	43円	13円	9円	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
	標識		1本1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日	82円	43円	13円	9円	
		その他のもの	1本1月	820円	430円	130円	91円	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日	82円	43円	13円	9円	
		その他のもの	その面積1平方メートル1月	820円	430円	130円	91円	
アーチ	車道を横断するもの	1基1月	8,200円	4,310円	1,330円	910円		
	その他のもの		4,100円	2,150円	660円	460円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	
政令第7条第3号に掲げる施設				A×0.031				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				820円	430円	130円	91円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月	440円	350円	290円	270円	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			A×0.008	A×0.009	A×0.012	A×0.014	
	上空に設けるもの			A×0.017				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A×0.004				
		階数が2のもの		A×0.006				
		階数が3以上のもの		A×0.007				
その他のもの				A×0.025				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			A×0.01	A×0.012	A×0.015	A×0.019	
	その他のもの			A×0.007	A×0.009	A×0.011	A×0.014	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			A×0.022				
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年	A×0.007	A×0.009	A×0.011	A×0.014	

政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A×0.01	A×0.012	A×0.015	A×0.019
	上空に設けるもの	A×0.022			
	その他のもの	A×0.031			
政令第7条第12号に掲げる器具		A×0.025			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A×0.01	A×0.012	A×0.015	A×0.019
	上空に設けるもの	A×0.022			
	その他のもの	A×0.031			
政令第7条第14号に掲げる施設		A×0.031			

別表の備考2(1)中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2(2)中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第94号

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分	単位	専用利用料		
		港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	
その他の柱類		220円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類		240円	160円	
地下に設ける電線その他の線類	130円	86円		
管類	長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円
柵類		1,420円	960円	
看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分	単位	占用料等	
		港湾名	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港

通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	320円	270円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)		700円	590円	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	
鉄塔	占有面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	
その他の柱類	1本1年	220円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円		
外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円		
柵類		920円	770円	
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年	900円	760円	
看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	
海水浴施設、売店及びバンガロー	占有面積1平方メートル1月	310円	260円	
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第95号

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占有面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	250円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	550円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円

鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円	
その他の柱類	1 本 1 年	220円	170円	150円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が 0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
		外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
		外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円
		外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円	160円
		外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円	250円
		外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円	330円
		外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	570円
		外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1,320円	1,040円	870円	820円
		外径が 1メートル以上 2メートル未満のもの	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
管類	外径が 2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円	
柵類		920円	770円	740円	720円	
看板	表示面積 1 平方メートル 1 年	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートル 1 年	150円	130円	120円	120円	
農耕地、牧草地等	1 年	14円	12円	11円	11円	

別表第 2 の備考 1 (1) 中「綾瀬市」を削り、同表の備考 1 (2) 中「伊勢原市」の次に「綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 96 号

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成 11 年神奈川県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	単位	占用料等			
		所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	320円	270円	250円	
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	
第一種電柱	1 本 1 年	2,460円	1,940円	1,630円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,900円	1,600円	1,530円	
その他の柱類	1 本 1 年	220円	170円	150円	
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が 0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円
		外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円
		外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円
		外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円
		外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円
		外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円
管類	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円
柵類			920円	770円	740円
看板	表示面積1平方メートル1年		8,200円	4,310円	1,330円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月		310円	260円	250円
土石の採取	砂	採取量1立方メートル	260円		
	砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）		300円		
	栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）		360円		
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）		460円		
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）		530円		
	混合土石		300円		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第97号

警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県津久井警察署の項位置の欄中「相模原市緑区中野308番地」を「相模原市緑区中野937番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

規 則

神奈川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第88号

神奈川県財務規則の一部を改正する規則

神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4農業振興課の項の次に次のように加える。

農地課	神奈川県手数料条例に基づく手数料
-----	------------------

別表第6環境農政局の項農水産部の項中

「農地課 」を

「農地課 指定されたグループリーダー」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。